



令和8年度 白系小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめとは

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題に対する基本的認識

- ・いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こり得るという認識を共有する。
- ・「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安心して安全な学校づくりを推進する。

いじめ「未然防止」の取組

(1) いじめについての共通理解を図る

- ・教職員は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点など、平素から情報共有を図る
- ・児童に対しては教職員が日常的にいじめ問題に触れる

(2) いじめが起こりにくい集団づくり

- ・基盤となる児童との信頼関係を築く関わり
- ・温かな学級を中心とした集団づくり
- ・一人一人が意欲的に取り組む授業づくり
- ・異学年で活動する学校行事の充実
- ・お互いの頑張りを認め合う関わり
- ・教育相談の時間の確保
- ・担任以外にも相談できる場の紹介

(3) 子供自らが考える場や機会の設定

- ・いじめについて考える場や機会の設定
- ・道徳教育の充実
- ・児童会を中心とした活動の充実

いじめ「早期発見」の取組

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解にもとづく確実な認知

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

(3) 全教職員による子供の状況把握

(4) 子供の訴えを確実に受け止める体制の構築

- ・児童を対象とした「いじめアンケート」や「心の健康チェックシート」を活用した実態把握
- ・教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整え、児童及びその保護者が、抵抗なく相談できる体制づくり

(5) 保護者、地域、関係機関からの情報提供や通報

いじめ「早期対応」の取組

(1) 「いじめの態様に即した対策チーム」を核とした対応の徹底

- ・外部の人材や関係諸機関と適切に連携
- ・子供たちの安全の確保
- ・自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導

(2) いじめの解消後の見守り

- ・継続的な経過観察の実施

重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされていたりする疑いがあると認めるとき

- ・児童の安全確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・警察との連携
- ・教育委員会等が実施する調査への協力

家庭・地域との連携

・「学校」「家庭」「地域」が連携し、「チーム白系」としていじめに対応

・小さなことでも気兼ねなく相談・連絡を

★白系小学校 ☎54-0044

★市青少年相談センター ☎22-1252

富士宮市立白糸小学校における「学校いじめ防止基本方針」(西富士中学校区)

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義付けされています。

本方針はいじめ防止対策推進法第 13 条の規定により、人権尊重の理念に基づき、白糸小学校のすべてのこどもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、どんな理由があろうとも絶対にゆるされない行為です。しかし、残念ながらどのこどもにも起こりうる行為でもあります。全てのこどもが安心して生活できるようにするために、いじめを未然に防止しなくてはなりません。いじめが起こりにくい人間関係を築き、心の通じ合う温かな集団の中で、健やかでたくましい、いじめに向かわないこどもを育てていきます。

そして、こどもを取り囲む大人一人一人が、学校・家庭だけでなく「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、西富士中学校区総がかりでいじめの未然防止に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組(方針)

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全てのこどもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、「不登校・いじめ対策委員会」を中心に校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- こどもに対しても、全校集会や学級活動、道徳・各教科の授業などで、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は登下校の様子や日常の言動、日記等を通してこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・いじめを絶対に許さないという姿勢を前面に出し、指導に当たります。
 - ・静岡県版 SEL の実施やいじめアンケートの結果を分析・共有し指導に役立てます。
 - ・心の健康観察を行い、こどもの心の状態を把握し、改善に努めます。
 - ・教育相談の時間を確保したり、スクールカウンセラーと連携し、アドバイスやカウンセリングを生活に生かしたりすることでこどもが安心して相談できる環境を作ります。
 - ・「～さん」付けで名前を呼んだり、教室及び校内美化に努めたりするなど、こどもが穏やかに生活できる環境づくりに努めます。
- こども同士が温かい関係を築き、「こども一人一人の笑顔」を育んでいけるよう努めていきます。
 - ・学級活動や縦割活動、ペア活動、異学年交流、行事等を活用して、互いの違いを認め、受け入れ合い、自分の思いや考えを安心して表現できる集団づくりに努めます。
 - ・日々の授業の中で小さな「できた」「わかった」を積み重ねること、主体的・対話的で深い学びを実現し、多様な価値観に触れ、考えることを通して。学ぶことが面白いと感じられる授業づくりに努めます。
 - ・人との関わりの中で「ありがとう」や「うれしい」等の経験を丁寧に積み重ね、「自分がここにいるのも良い」と感じられる学校づくりに努めます。
- 生活目標を達成できたか振り返りをし、その月の頑張りをみんなで認め合います。
- 担任以外にも相談できる場があることをこどもに伝え、つらいとき、不安・不満があるとき、学校の中に安心できる場所として様々な選択肢があることを伝えます。(養護教諭、SCなど)
- 必要に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策支援員等の外部の

専門家の協力を求め、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整えます。

(3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- いじめアンケートを実施し、いじめについて考える場や機会を意図的・計画的に設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・学級活動でいじめへの対応について具体的に指導することで、対応の仕方を身に付けられるようにします。
- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養います。特に道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう支援します。
 - ・道徳の年間計画に、いじめについて考える時間を計画的に設定し、実施します。
- 学級活動や児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子どもが自主的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- 児童会が中心になって、感謝の気持ちを共有し合う集会や友達や自分の良さを認め、励ます活動を行います。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 学級内外において子どもの見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。そして、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない姿勢を子ども・保護者・教職員で共有します。
 - ・状況を見て臨機応変に「不登校・いじめ対策委員会」を実施し、小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で的確に関わり(場合によっては家庭訪問などを実施)、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ・教職員によるいじめの認知報告を毎月行い、早期発見に努めます。(職員会議にて情報共有)
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談、スクールカウンセラー来校日について広く周知するとともに、子ども及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
 - ・相談室を設置し、スクールカウンセラーと気軽に話すことができますようにします。(スクールカウンセラー在校日)
- 心の健康観察アプリによる子どもの心身の状態を確認し、SOS の発信に対し、その日のうちに声掛けをします。
- いじめアンケートの前に相談月間を設け、担任と相談しやすい雰囲気を作り、子どもの現状を把握します。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめを認知したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有し、いじめの態様等に即した対策チームで今後の対応について確認します。
 - ・生徒指導主任を中心に、スクールカウンセラー等の外部の専門家も入った「校内いじめ対策委員会」を設置します。いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- 被害を受けた子ども及びいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- いじめを行った子どもに対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
- 早急にいじめの行為自体をなくすようにします。そして社会性の向上についての指導を行います。

- いじめを行ったことに対する精神的な面での配慮を行います。事実の確認が行われるまでは、いじめ事案の背景に留意し、断定的な指導は避けるようにします。また、「いじめを行ったこと」というレッテルが貼られ、二次的な被害者にならないように配慮します。
- いじめを受けたことと保護者と、いじめたことと保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- 問題が解消したと判断した後も、少なくとも3か月を目安として様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

4 家庭・地域との連携(西富士中学校区共通)

- 保護者懇談会の開催、学校・学年・生徒指導だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について保護者・地域に周知します。
- 保護者には、保護者懇談会等で具体的事例に則して「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義の共通理解を図る機会を設けます。
- 自校だけではなく、西富士中学校区四校においてインターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- 月1回メディアコントロールを行い、家庭での会話の機会を増やします。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめの被害及び加害、双方の子どもとその保護者に対する支援を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 義務教育9年間を通していじめを早期発見し対処していくために、小中学校間での情報交換を行います。
- いじめを認知した場合、子ども同士の問題であっても必要に応じ保護者同士で対策を話し合うような場を設定し、各家庭の協力をあおぎます。
- 学校運営協議会やPTA運営委員会等で学校からのいじめ対策に関する情報を提供し、学校運営協議会やPTA役員等からも御意見をいただき、「チーム白糸小」としていじめに対応します。

5 教育委員会や関係機関との連携

- いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長及び静岡県教育委員会に報告します。その後調査方法などについて市教育委員会と連携して対応します。また、必要に応じて青少年相談センターとの連携も図ります。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、子どもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

令和8年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立白糸小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
	○		○	学級懇談会・PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	保護者懇談会 PTA 総会(紙面)
			○	学校便りやホームページに学校の取組方針掲載、周知	学校便り・HP
		○		「あいさつ・正しい言葉づかい」と関連させた道徳・学活の授業	道徳・学活
5		○		静岡県版 SEL①※時期は目安	学級活動
				しらいとの宝物①	便り
6		○		教育相談月間	
		○		静岡県版 SEL②※時期は目安	学級活動
		○		いじめ実態アンケート・面談	
			○	学校運営協議会への要請	学校運営協議会
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート・面談	
		○		情報教育「情報モラル」	4・5・6年生授業
		○		しらいとの宝物②	便り
			○	個々面談で情報交換	保護者面談
8	○			アンケート集約・分析	
	○			1学期評価を受けての計画の修正	職員会議
9		○		静岡県版 SEL③※時期は目安	学級活動
		○		学校行事(運動会・学習発表会)に向けての仲間づくり	特別活動
		○	○	道徳の授業参観③、SOSの出し方講座	授業参観 社会教育課
10		○		しらいとの宝物③	便り
		○		静岡県版 SEL④※時期は目安	学級活動
11		○		教育相談月間	
		○		青少年育成連絡会への協力要請	青少年育成連絡会
		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		学校評価児童アンケート、学校評価保護者アンケート	
12		○		しらいとの宝物④	便り
	○			アンケート集約・分析	
	○			2学期評価を受けての計画の修正	職員会議
1	○			いじめ防止基本方針の見直し	
		○		白糸の宝物⑤	便り
2			○	学校評価結果報告	職員会議・学校評 議委員会等
		○		教育相談月間	
		○		いじめ実態アンケート・面談	
3		○		スクールカウンセラーとの面談	6年生
			○	学級懇談会での情報交換	懇談会
		○		しらいとの宝物⑥	便り
	○			指導・記録の整理 進級学年への引継ぎ	
	○			中学校区連絡会の実施	

【年間を通した取組】

- ・心の健康観察（LEBERアプリを通して）
- ・スクールカウンセラーとの面談